

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
会 員 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「本会」という）定款施行細則第3条第2項に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、本会の趣旨に賛同し次の資格を有するもので、所定の手続きを経て入会したものをもちて構成する。

- (1) 第1号会員 区社会福祉協議会
- (2) 第2号会員 公私社会福祉事業施設
- (3) 第3号会員 社会福祉事業団体
- (4) 第4号会員 民生委員・児童委員等社会福祉奉仕者
- (5) 第5号会員 社会福祉に関係ある団体
- (6) 第6号会員 社会福祉関係公務員
- (7) 第7号会員 社会福祉に関する学識経験者

(入 会)

第3条 本会の会員となる手続きは、次のとおりである。

- (1) 第1号・第2号・第3号及び第4号会員として入会しようとする時は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることとする。
- (2) 第5号・第6号及び第7号会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得ることとする。

(会員の役割)

第4条 会員は、本会定款第1条の目的を達成するため各種事業を協力するとともに会の運営について直接・間接に参画することとする。

(会 費)

第5条 会員は、本会評議員会の定めるところにより、毎年会費を納めなければならない。

但し、本会会長が必要と認めた場合は会費を免除することができる。

- 2 会員が拠出する会費は、別表によるものとする。

(退 会)

第6条 本会を退会しようとするときは、退会届けを本会会長に提出しなければならない。

但し、会員の死亡・解散・その職を離れるなど会員たる資格を失った場合は退会したものとする。

- 2 会員の退会に際して、既納の会費はこれを返還しない。

(委 任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(協力会員)

第8条 前第2条に定めるもののほか、本会の趣旨・目的に賛同し、協力するものについては、協力会員とすることができる。

2 前項に定める会員に関する細則は、別に定める。

付 則

1) この規程は、昭和61年10月1日より実施する。

2) この規程の施行時、既に本会に会員として会費を納入しているものにあつては、第3条に規定する入会手続きを経たものとみなす。

3) 別表会費の拠出基準は、平成11年3月18日一部改正する。

4) この規程は、昭和63年10月1日より実施する。

5) この規程は、平成13年5月29日より実施する。

6) 別表会費の拠出基準は、平成14年4月1日より一部改正する。

7) この規程は、平成22年11月30日から施行する。ただし、別表会費の拠出基準は、平成23年4月1日以降に請求する会費から適用し、同日前に請求した会費については、なお従前の例による。